■子育て支援

父子家庭も児童扶養手当の対象に

問 子育て支援課児童福祉係 ☎㉓6045

ひとり親家庭の自立を支援するため、本年八月一日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、ひとり親家庭で生活している子どもの生活の安定と自立の促進のために支給される手当です。

支給要件は？

次の❶～❺のいずれかに該当する子ども（満十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの子ども）を、父が一緒に生活し養育している場合に支給されます。

❶父母が婚姻関係を解消した子ども
❷母が死亡した子ども
❸母が一定程度の障害の状態にある子ども
❹母の生死が明らかでない子ども
❺その他（何らかの理由により母が養育していない場合。支給要件に該当するかどうか、個別にご相談ください）

児童扶養手当を受給するには？

児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。十一月三十日までに子育て支援課および各支所保健福祉課で手続きを行ってください（十二月一日以降に申請されたものは、申請の翌月分からの支給となります）。

申請手続きに必要なものは？

申請に当たっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本、印鑑、通帳（申請者名義の口座に限る）、年金手帳等が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

手当の金額（月額）

支給区分	子どもの数		
	1人のとき	2人のとき	3人以上
全額支給の場合	41,720円	5,000円加算	1人につき3,000円加算
一部支給の場合	41,710円～9,850円	5,000円加算	1人につき3,000円加算

手当には、所得による支給制限があります。受給者本人または扶養義務者等の前年の所得額により❶全額支給❷一部支給❸全部支給停止 に分かれます。

■介護保険・後期高齢者医療保険

保険料額決定通知書を送付します

介護保険料・後期高齢者医療保険料

問 税務課 ☎㉓5147

○年金から引き落とし（特別徴収）の人は、七月末に送付予定ですので、保険料額を確認してください。

○保険料を納付書で納める（普通徴収）人は七月中旬に送付予定です。同封されている納付書により各納期ごとに、金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。また、口座振替の届出がある人には、納付書は入っていませんので、保険料額と口座振替日を確認してください。

○年度の途中から年金引き落としになる人は、納付書（口座振替）で納める分と、年金から引き落としになる分を別々に送付します。

保険料が改定されます

介護保険料は、昨年策定した第四期介護保険事業計画に基づき、別表のとおり改定されます。

後期高齢者医療保険料は、宮城県後期高齢者医療広域連合において、平成二十二年度の保険料率が決定され、均等割額および所得割額がそれぞれ改定されました。

口座振替による納付

制度上、年金からの引き落としが優先されますが、後期高齢者医療保険料は、届出により口座振替に納付方法を変更できます。

※介護保険料は納付方法を選択することはできません。

別表　**平成22年度　介護保険料（年額）**

所得	区分		保険料 前年度	保険料 今年度
第1段階	・生活保護を受給している人 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人		22,500円	**22,800円**
第2段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人		22,500円	**22,800円**
第3段階	・住民税非課税世帯で第2段階に該当しない人		33,700円	**34,200円**
第4段階	・住民税課税世帯で被保険者本人が住民税非課税	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人（軽減対象者）	40,500円	**41,100円**
		上記以外の人（基準額）	45,000円	**45,600円**
第5段階	・被保険者本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人		56,200円	**57,000円**
第6段階	・被保険者本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人		67,500円	**68,500円**

※第4段階の対象者のうち低所得に該当する人の保険料を軽減しています

平成22年度　後期高齢者医療制度保険料（年額）

被保険者均等割額 被保険者1人当たり 改定前	改定後	＋	所得割額（所得金額－33万円）× 改定前	改定後
38,760円	**40,020円**		7.14円	**7.32%**

■教育

子どもたちにとっての望ましい学校教育環境整備に向けて

学校教育環境整備事業概要　説明・懇談会を開催します

問 教育総務課学校教育環境整備推進室 ☎⑫5032

少子高齢化、国際化や高度情報化の進展など、社会情勢の変化は、教育環境にも大きな影響を与えています。

本市においても、園児や児童生徒数が減少する一方で、市街地への人口一極集中による大規模校化などの問題を抱えています。

市では、こうした状況を踏まえ、未来を担う子どもたちの望ましい学校教育環境を整備するために「大崎市学校教育環境整備指針」を策定中で、このほど基本原案の中間報告がまとまりました。中間報告では、課題を十項目に整理して、具体的な方策を示しています。その一つに、将来的な小学校の学級基準を十二学級以上としていますが、市内には基準に満たない小規模校が二十二校、複式学級を実施している学校が四校という現状も併せて報告されています。

こうした内容をもとに、学校教育環境整備の必要性、全体スケジュール、検討内容について説明します。

■検討項目

❶幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

幼児教育と子育て支援の事務を一体化、園児数の減少、施設の老朽化、幼保一元化施設の整備など

❷通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

市全体の通学区域の見直しや、学校の指定変更、区域外通学の対応について

❸教育施設再編の必要性と統廃合の推進

実情に合った学級数基準の検討、基準未満の学校の統廃合計画や小規模特認校制度等をはじめとする新たな制度導入など

❹教育現場への人的支援体制の充実

教員補助員や図書館補助員等の配置、各種相談業務における体制の充実や連携体制、小学校でのALT活用など

❺適正なスクールバスの運行

市内を統一したスクールバス運行基準の作成や、スクールバスと公共交通機関の負担格差など

❻幼稚園等・小学校・中学校の連携

園児と児童の交流事業推進や、中学校区単位での小・中学校の連携について

❼学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

学校給食基本構想・基本計画に基づき、安全な学校給食と計画的な施設整備

❽教育施設設備の計画的整備

小・中学校の耐震補強工事と大規模改造工事の実施や、大規模校の教室数不足対応策、統廃合後の跡地利活用策、園庭や校庭の芝生化など

❾園児および児童生徒の危機管理体制構築

園舎および校舎の安全点検や、危機管理対策設備の充実と講習会や訓練強化、登下校を見守る体制づくりなど

❿地域との連携強化

地域の人々の知識や技術を教育にいかす環境づくりや、学校施設開放、学習機会の提供、学校評議員制度の活用など

説明・懇談会日程

地域	開催日	対象学区／会場
田尻	7月8日(木)	田尻小
	7月9日(金)	沼部小
	7月12日(月)	大貫小
鹿島台	7月13日(火)	鹿島台小
	7月14日(水)	鹿島台第二小
松山	7月16日(金)	松山小
	7月26日(月)	下伊場野小
三本木	7月27日(火)	三本木小
古川	8月5日(木)	古川第一小
	8月6日(金)	古川第二小
	8月9日(月)	古川第三小
	8月10日(火)	古川第四小
	8月11日(水)	古川第五小
	8月12日(木)	志田小
	8月17日(火)	西古川小
	8月18日(水)	東大崎小
	8月19日(木)	宮沢小
	8月23日(月)	長岡小
	8月24日(火)	富永小
	8月27日(金)	敷玉小
	8月30日(月)	高倉小
	8月31日(火)	清滝小
岩出山	9月2日(木)	岩出山小
	9月3日(金)	西大崎小
	9月6日(月)	上野目小
	9月7日(火)	池月小
	9月9日(木)	真山小
鳴子温泉	9月10日(金)	鳴子小
	9月13日(月)	川渡小
	9月14日(火)	鬼首小
	9月16日(木)	中山小
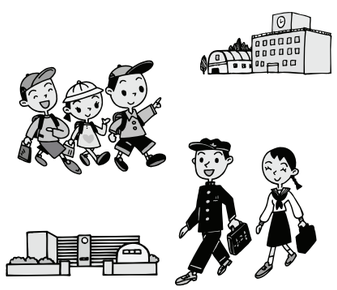
※時間は各会場とも19時～20時30分です
※会場は各小学校の体育館です
※参加自由、どの会場でも参加できます